

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 広報・啓発活動の推進

第3節 計画の進行管理

共生社会を実現するため、各関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

1 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと、「光市総合計画」や「地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各計画の進捗状況等の把握に努めるとともに、整合性を図りつつ、本計画を推進します。

2 関係機関との連携と協働

計画の推進にあたっては、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要となります。また、国や県の動向を踏まえながら、社会福祉法人・NPO法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図りつつ、協働の視点にたって、総合的に推進することとします。

3 地域との連携

障害のある人が地域においてその人らしく生活をするためには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。そして、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等と連携・協働を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

第2節 広報・啓発活動の推進

障害の有無にかかわらず、すべての人が生活しやすい「やさしさあふれる「わ」のまち ひかり」の実現に向け、さまざまな広報・啓発活動はもとより、交流・ふれあいを通じた相互理解に向け推進を行います。そして、障害のある人と障害のない人の相互の理解に向け、また、心のバリアフリー化へ向け、広報・啓発活動を推進します。

第3節 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、障害のある人やその家族をはじめ、事業者や教育、雇用等のさまざまな分野で構成される、光市地域自立支援協議会において、共生社会実現に向けた施策の取組みや、実施状況の確認を行い、総合的かつ計画的に推進します。

また、第4期光市障害福祉計画の進捗管理については、サービス見込量の達成状況や地域生活への移行及び一般就労への移行の状況等の管理を行うとともに、意見の聴取を行い、推進に向けた取組みを検討します。

資 料

光市障害者福祉基本計画等策定協議会設置要綱

光市障害者福祉基本計画等策定協議会委員名簿

計画策定の経過

光市障害者福祉基本計画等策定協議会設置要綱

平成26年7月15日

告示第139号

(設置)

第1条 障害者福祉基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたって、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第7項の規定に基づき、有識者等の意見を幅広く聴取するため、光市障害者福祉基本計画等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、計画の策定に関し、提言及び提案を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 福祉従事者
- (4) その他関係団体関係者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 社会教育団体関係者
- (7) 公募により選出された者
- (8) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の意見を聴くことができる。

(設置期間及び任期)

第6条 協議会の設置期間は、計画の策定が完了するまでとする。

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月15日から施行し、第6条第1項に規定する日をもってその効力を失う。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

光市障害者福祉基本計画等策定協議会委員

区分	氏名	役職名
学識経験者	藤井正彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
障害者関係団体	笠井弥太郎	光市身体障がい者福祉更生会会長
	石川國夫	光市視力障がい者協会会長
	上田隆三	光市肢体不自由児者父母の会会長
	木村武士	光市手をつなぐ育成会会長
	田中紘子	周南さわやか家族会会長
福祉従事者	國澤宗厳	障害者支援施設ひかり苑施設長
	小川浩一	光市中心身障害者福祉作業所つつじ園所長
	室本好重	合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）
	岩佐光恵	NPO法人「虹のかけ橋」理事長
	埜亮次	大和あけぼの園施設長
その他関係団体	西川公博	光市社会福祉協議会会長
	池田芳晴	光市民生委員児童委員協議会会長
行政機関	兼本雅雄	下松公共職業安定所上席職業指導官
	小笠原明美	周南健康福祉センター保健環境部主幹
社会教育団体	堀歳子	光市更生保護女性会会長
	藤井真	保護司
公募	幸本信夫	
	小澤嘉世	

計画策定の経過

年 月 日	会議等の概要
平成 26 年 8 月 20 日	第 1 回光市障害者福祉基本計画等策定協議会開催
平成 26 年 9 月 8 日 ～22 日	アンケート調査実施
平成 26 年 10 月 22 日	第 2 回光市障害者福祉基本計画等策定協議会開催
平成 26 年 12 月 11 日	光市議会環境福祉経済委員会へ報告
平成 26 年 12 月 24 日	第 3 回光市障害者福祉基本計画等策定協議会開催
平成 27 年 1 月 9 日 ～2 月 9 日	パブリックコメント実施（提出意見なし）
平成 27 年 3 月 9 日	光市議会環境福祉経済委員会へ報告
平成 27 年 3 月 23 日	第 4 回光市障害者福祉基本計画等策定協議会開催

第2次光市障害者福祉基本計画
及び第4期光市障害福祉計画

発行日：平成27年3月

発行：山口県光市

編集：光市福祉保健部 福祉総務課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号
光市総合福祉センター「あいぱーく光」

TEL 0833-74-3001